

## 指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事事業者のみなさまへ

近年、適正な手続き無しに、給水装置又は排水設備の設置、改造、廃止等の工事を施行される事態が生じております。

このような事態は、上下水道業界全体の信用失墜につながり、指定業者制度を根幹から揺るがすものとなります。

給水装置工事主任技術者及び下水道排水設備工事責任技術者のみなさまにおかれましては、法令を遵守し、適正な手続きを経て、工事を施行するようお願いいたします。

なお、違反行為が行われた場合は、指定の取消しや指定の効力の停止等の処分を行いますので、ご留意願います。

お問い合わせ先

堺市上下水道局 給排水設備課 管理係

電話：072-250-8945 ファックス：072-250-9164

受付時間：午前9時00分～午後5時30分（土曜、日曜、祝休日を除く）